

令和8年3月19日

令和8年4月1日施行
建設工事における低入札価格調査制度の適用金額の改正について

田辺市総務部契約課

田辺市では、令和8年4月1日から、建設工事における低入札価格調査制度の適用金額を改正します。これに伴い、「令和7年度田辺市入札方針」（適用日：令和8年4月1日、以下、「入札方針」という。）を一部改正しました。詳細は、入札方針をご確認ください。

記

- 1 建設工事における低入札価格調査制度の適用金額を改正
 - ・改正前：原則として、予定価格（税込）1億円以上の建設工事に適用する。
 - ・改正後：原則として、予定価格（税込）**1億5,000万円**以上の建設工事に適用する。

- 2 関連する制度の適用範囲の変更
 - 係数抽出型最低制限価格制度の適用範囲については、予定価格（税込）1億5,000万円未満の建設工事に適用するよう変更しています。詳しくは、別添の入札方針及び入札方針（主な改正点）をご確認ください。

- 3 お問い合わせ先
 - 田辺市役所総務部契約課契約係 Tel.0739-26-9964

以上